

自動車リサイクル法 (引取業・フロン類回収業) の登録申請手数料が変わります

最近の社会経済情勢等により負担の均衡を図ることを考慮して、京都府における公の施設等の使用料等の手数料の額が改定されることとなりました。

(「京都府手数料徴収条例」の一部改正)

これにより、令和元年10月1日から、自動車リサイクル法に基づく引取業及びフロン類回収業の登録申請手数料の額は、以下のとおり改定されます。

	改定前 (令和元年9月30日まで)	改定後 (令和元年10月1日から)
引取業 新規申請手数料	4,000円	4,080円
引取業 更新申請手数料	3,000円	3,060円
フロン類回収業 新規申請手数料	6,000円	6,120円
フロン類回収業 更新申請手数料	4,000円	4,080円

※ 解体業及び破碎業の許可申請手数料に変更はありません。